

◎特例の内容と適用要件

内 容

東日本大震災における原子力発電所の事故により、居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該区域内に所在していた家屋の敷地の用に供され、平成 23 年度分の固定資産税について住宅用地に対する課税標準の特例措置が適用されていた土地（「対象区域内住宅用地」）で、同日における所有者等が、同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して三月を経過する日までの間に、当該対象区域内住宅用地に代わるものと市町村長が認める土地（「代替土地」）を取得した場合に、新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度、翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する固定資産税又は都市計画税については、「代替土地」のうち「対象区域内住宅用地」に相当する土地として政令で定めるものを住宅用地とみなし、住宅用地に対する課税標準の特例措置を適用します。

【住宅用地に対する課税標準の特例措置】

	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	価格の 1 / 6	価格の 1 / 3
一般住宅用地	価格の 1 / 3	価格の 2 / 3

適用要件

1. 特例対象者

- (1) 居住困難区域を指定する旨の公示があった日における対象区域内住宅用地の所有者（当該対象区域内住宅用地が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）
- (2) (1) が個人である場合において、その所有者に相続があったときにおける相続人
- (3) (1) が個人である場合における三親等内の親族で、代替土地の上に新築される家屋に対象区域内住宅用地の所有者と同居する予定であると市長が認める者
- (4) (1) が法人である場合、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内住宅用地に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

2. 添付書類

- (1) 居住困難区域を指定する旨の公示があった日において、対象区域内住宅用地を所有していたことを証する書類
【→登記事項証明書など】
- (2) 対象区域内住宅用地が平成 23 年度分の固定資産税について住宅用地に対する課税標準の特例措置の適用を受けたことを証する書類
【→固定資産課税台帳記載事項証明書、名寄帳、課税明細書など】
- (3) 代替土地を住宅用地として使用する予定であることを約する書類
【→誓約書】
- (4) 対象区域内住宅用地の面積及び代替土地の面積を証する書類
【→登記事項証明書】
- (5) <特例対象者(2)～(4)に該当する場合>
相続人等に該当する旨を証する書類
【→戸籍全部事項証明書、法人に係る登記事項証明書など】
- (6) <特例対象者(3)に該当する場合>
代替土地に新築される家屋に対象区域内住宅用地の所有者と同居する予定であることを約する書類
【→誓約書】

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合があります。